

# 特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク

## 内部通報制度に関する規程

(本規程の目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク（以下、この法人という。）が実施する業務活動において、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及びこの法人に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本規程は、この法人の役員及び職員（正職員、契約職員、パート・アルバイト職員及びその他この法人業務従業者を含む。以下「役職員」という。なお、過去に該当する者も含む。）に対して適用する。

(内部通報の目的等)

第3条 この法人の役職員が法令等に違反し、若しくは、その責務に違反していると認められたとき又はその疑い若しくは違反発生のおそれがあると認められたときには、法令違反行為等の是正・防止に努め、コンプライアンスを推進し、この法人の維持・発展に資するため、自己の関与の有無にかかわらず、本規程の定めるところにより相談・報告・通報（以下、通報等という。）を行うよう努めるものとする。ただし、通常の業務遂行上の手段により容易に改善できる場合はこの限りではない。

2 本規程の定めに従った通報等は、役職員の守秘義務違反には該当しないものとし、本来の職務上の指揮命令系統による制約に服さないものとする。

(通報等の方法)

第4条 役職員は、内部通報窓口として定めた法人の理事または事務局長に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。

2 前項のほか、理事会はその決定に基づき外部窓口を設定することもできる。機関名、連絡先は別途公表する。

(内部通報窓口の対応)

第5条 内部通報窓口は、申告事項について受け付け、第6条の規定に従い、その対応を行うものとする。

(公正公平な調査)

第6条 通報等を受けた者は、通報等の内容(通報者の氏名を除く。)を、直ちにコンプライアンスを担当する理事に報告する。

2 通報等に係る事実関係の有無及びその内容に関する調査は、前項の理事が、公正かつ公平に行うものとする。

(調査結果の通知等)

第7条 通報等調査の結果は、遅滞なく、通報者に対してその内容を通知する。

(調査結果に基づく対応)

第8条 通報等に基づく調査の結果、不正行為が存在する場合、直ちに当該不正行為を中止するよう命令し、必要に応じて懲戒処分、刑事告発又は再発防止措置等の対応を行う等、速やかに必要な措置を講じる。

(不利益処分等の禁止)

第9条 法人の役職者は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(秘密保持義務)

第10条 内部通報事案の調査・審議等に関与した者は、本規程に定める場合、その他正当な理由のある場合を除き、通報者等の氏名その他の個人に関する情報、当該内部通報の内容及び調査で得られた情報(以下、あわせて秘密情報という。)を開示、漏洩又は使用(以下、開示等という。)してはならない。

2 この法人は、正当な理由なく秘密情報を開示等した者に対し、就業規則等に従う懲戒その他の措置を行うことができる。

(本規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、2021年5月1日から施行する。